

善通寺市同報系防災行政無線の更新（機能強化）に係る 実施設計業務委託

仕 様 書

令和 8 年 4 月
善 通 寺 市

第 1 章 総 則

第 1 条 業務名称

善通寺市同報系防災行政無線の更新（機能強化）に係る実施設計業務委託

第 2 条 目的

本市では令和 8 年現在、MCA を利用した防災行政無線（デジタル同報系）の運用を行っているが、令和 11 年（2029 年）5 月 31 日を以って MCA サービスが終了することから、住民への広報を迅速かつ的確に行い、住民の安心安全の提供を図ることを目的とした新たな防災情報システムの導入を予定している。

既に本市では、代替の防災情報システム手段として、携帯通信網（LTE）を活用した IP 同報無線システムを採用する旨を方針決定しており、令和 10 年度末までに整備することを計画している。

本業務では、携帯通信網（LTE）を活用した IP 同報無線システムの導入にあたり、最適な情報伝達の方法やシステム構成、整備コスト、周辺システムや機器との連携等について検討を行い、本市の地域特性（自然条件・地形・市民生活等）や保有する情報通信基盤の整備状況を十分に考慮し、将来の社会情勢の変化に対応できるよう経済的、合理的な施設整備を図ることを念頭に置いた実施設計を行うものとする。

第 3 条 適用

本仕様書は、善通寺市（以下、「委託者」という。）と受託者との間で締結する「善通寺市同報系防災行政無線の更新（機能強化）に係る実施設計業務委託」における業務委託契約（以下、「本業務」という。）に適用する。

第 4 条 業務実施場所

善通寺市内とする。

第 5 条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日より令和 9 年 3 月 5 日までとする。

但し、工事費用等の予算要求に必要となる概算設計書等は、令和 8 年 11 月 13 日までに対応すること。

第 6 条 準拠する法令等

本業務の実施については、本特記仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 電波法
- (3) 電気通信事業法
- (4) 有線電気通信法
- (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (6) 建築基準法
- (7) 道路法

- (8) 道路交通法
- (9) 善通寺市財務規則
- (10) 善通寺市個人情報保護条例
- (11) 善通寺市地域防災計画
- (12) 香川県地域防災計画
- (13) その他関係法令および通達等

第7条 管理技術者・照査技術者及び担当技術者要件

受託者は、防災行政無線設備(IP 同報無線システムを含む。)に関する知識及び実務経験を有する管理技術者を選任し、業務の計画、進捗管理、成果品の取りまとめ等を統括させるものとする。あわせて成果品の品質確保のため照査技術者を配置し、設計内容、仕様書、図面、数量計算及び積算等の照査を行わせるものとする。

管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格又は要件を有する者でなければならない。

- (1) 技術士(電気電子部門)
- (2) 技術士(総合技術監理部門)(電気電子部門に係る業務を担当する者に限る。)
- (3) RCCM(シビルコンサルティングマネージャー)(電気電子部門)
- (4) 前各号に掲げる者と同等の知識及び能力を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる者であって、防災行政無線設備等に係る設計、調査、監理、保守又は更新計画等の実務経験を有すること。

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学卒業生又は高等専門学校卒業生にあつては、建設コンサルタント等業務について20年以上(大学院修了の場合、就学年数を実務経験とみなす。)の実務経験を有する者。

(イ) 学校教育法による短期大学卒業生又は高等学校卒業生にあつては、建設コンサルタント等業務について30年以上の実務経験を有する者。

イ 上記実務経験のうち、管理技術者又はこれに準ずる立場(業務責任者、主任技術者、照査責任者等)としての実績が通算5年以上あること

ウ 同等性の確認のため、委託者が求める実務経歴書等の資料を提出できること

受託者は、担当技術者を必要人数配置するものとし、担当技術者のうち、電波伝搬調査(携帯通信回線の品質測定を含む)及び無線・通信系の技術的検討を担当する者として、第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者を1名以上配置しなければならない。

なお、当該技術者の変更は、やむを得ない事由がある場合を除き認めない。変更する場合は、委託者の承諾を得るとともに、同等以上の資格及び能力を有する者を配置するものとする。

※管理技術者は担当技術者を兼務できる。担当技術者要件(第一級陸上特殊無線技士以上を1名以上)は、管理技術者が当該資格を有する場合、管理技術者をもって充足して差し支えない。なお、照査技術者は管理技術者及び担当技術者を兼務できない。

※委託者との打合せ、現地調査その他本業務の実施に当たり、管理技術者は業務全体の統括及び成果品の取りまとめに責任を負うものとする。各回の打合せ及び現地調査への出席は、原則として管理技術者又は管理技術者の指揮監督下にある担当技術者が行うこと

ができる。ただし、業務方針の決定、重要事項の協議、成果品の最終確認等、委託者が必要と認める場合は管理技術者の出席を求めることがある。

第8条 業務計画書

受託者は、本業務を実施するにあたり、次の書類を委託者に提出し、承認を得るものとする。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 業務計画書 | 1部 |
| (2) 業務着手届 | 1部 |
| (3) 管理技術者届（業務経歴を添付） | 1部 |
| (4) 業務工程表 | 1部 |
| (5) その他委託者が必要と認める資料 | 必要部数 |

第9条 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受託者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に委託者に報告するものとする。

第10条 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行により知りえた情報を委託者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の業務完了後においても同様とする。

第11条 個人情報の保護

本業務の履行にあたって受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うには、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

受託者は、本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、「プライバシーマーク」、あるいは「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」に準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならないものとする。

第12条 貸与品等

委託者は、本業務に必要と認められる資料を受託者に貸与できるものとし、貸与された資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、本業務終了後に速やかに委託者に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第13条 敷地・施設への立入

受託者は、業務実施において第三者の敷地、施設に立入る場合には、事前に委託者および関係者と協議の上、業務の円滑な遂行に努めるものとする。

業務の施工中は、常に安全に留意し、また、第三者に迷惑を及ぼさないよう努めるとともに、万一本業務中、第三者に損害を与えた場合は、速やかに受託者の責任において賠償しなければならないものとする。

第14条 関係官公署への手続き

作業の実施のための必要な関係官公署等に対する諸手続きは委託者と協議の上、受託者において迅速に処理しなければならないものとする。

第 15 条 成果品の契約不適合責任

受託者は、納品後、成果品に契約不適合責任が発見された場合は委託者の指示に従い、必要な処理を行わなければならないものとする。なお、契約不適合責任に対する処理経費は受託者が負担するものとする。

第 16 条 成果品の帰属

本業務の成果品及びデータは、全て委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、複製又は使用してはならないものとする。但し、ソフトウェアプログラムなど受託者あるいは第三者が保有すると認められる著作物については、その著作権は留保されるものとし、委託者はその一部使用权及び使用許諾をもって使用するものとする。

第 17 条 疑義

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議によって決定するものとする。

第 2 章 業務内容

第 18 条 設備計画概要

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 親局操作卓 | 1 箇所（善通寺市役所） |
| 2. 遠隔制御装置 | 1 箇所（丸亀市消防本部） |
| 3. 拡声子局 | 43 局 |
| 4. 拡声子局（モータサイレン付） | 14 局 |
| 5. J-ALERT 自動連係システム | 1 式（対象施設 20 箇所） |

第 19 条 業務概要

1. 基本検討
 - (1) 計画準備
 - (2) 拡声子局検討
2. 現地調査業務
 - (1) 設置場所調査
 - (2) 電波伝搬調査
 - (3) 音響伝達調査
 - (4) J-ALERT 自動連係システム調査
3. 実施設計業務
 - (1) システム仕様書作成
 - ① 費用軽減策の検討
 - ② 機器仕様の選定（図面作成）
 - ③ 費用算出
 - (2) 工事仕様書作成
 - ① 工事設計図面の作成
 - ② 工事発注仕様書の作成
4. 関係諸官庁等への必要資料作成（四国総合通信局とのヒアリング対応）
5. 関係者会議等の立会・補足説明
6. その他必要な事項

第 20 条 基本検討

1. 計画準備（情報収集・現状把握）

既設設備の把握に必要な図面、機器資料、また新設設備があった場合に配置する箇所の選定に必要な地域防災計画、避難所地図などの資料及び情報を収集し、整理するものとする。

2. 拡声子局検討

設備配置検討にあたっては、設置候補地が必要になった場合、地盤高及び災害危険箇所の該当有無を考慮し、子局の配置を検討する。また、既存のモーターサイレン設備の更新を考慮し、設置場所を検討するものとする。

第 21 条 現地調査

1. 設置場所調査

市内子局設備含む既設卓及び全局の調査を行うこと。拡声子局については、設置柱の調査も行い、再利用についても検討すること。

また、柱の建替え、新設拡声子局があった場合では、施工が難関な箇所を明示し、対応案を提示すること。

なお、設置場所に係る情報については、固定資産台帳等の個人情報を取り扱うため、善通寺市個人情報保護条例に基づき、十分な管理を行うものとする。

J-ALERT 自動連係システムについても、現システムの調査を行うこと。

2. 電波伝搬調査

携帯通信網（LTE）を活用した IP 同報無線システムにおいて、携帯通信回線の品質を測定し、十分な回線品質を確保するよう調査を行うこと。

結果を電波伝搬調査報告書としてまとめ提出すること。

なお、良好な回線の確保が不可能な場合は、受託者は対策案を検討し、委託者と協議するものとする。

3. 音響伝達調査

音響伝達調査が必要になった場合、柱の建替え箇所が既設位置と離れている場合、新設拡声子局があった場合、音響伝達範囲を検討し、最適で効率のよい拡声子局の設置場所、スピーカーの形式・出力及びその数量等を設計に反映することとする。

4. その他

(1) 電源供給確認

設備への電源供給の条件等確認を行うものとする。

（場所により電源供給が困難な場合、受託者は対策案を検討し委託者と協議する。）

(2) 非常電源の確認

各無線局には非常電源設備を付置するものとする。

なお、その方式、容量等については、既存設備の利用を含めて委託者と協議するものとする。

(3) 再調査が必要な場合

委託者は、調査報告について疑問が生じた場合、受託者に再調査又は再検討を命ずることができるものとし、受託者は無償でこれに応じなければならないものとする。

(4) 変更について

調査期間及び日時は、天候、その他、委託者の業務上の都合により変更することもあり得るが、変更に伴う受託者の損害は補償しないものとする。

第22条 実施設計

1. システム設計

(1) システム構成検討

既設設備の利用などを考慮し、無駄がなくスムーズに移行できるシステム構成を検討するものとする。なお、J-ALERT との連動を可能とし、J-ALERT 起動時には各局が通話中であっても強制的に放送できるなど、運用面も考慮し全体のシステム構成を行うものとする。

また、エリアメール（緊急速報メール）にも対応し、一度の操作で3キャリアすべてに同じ情報を入力及び配信できる機能を有することとする。

本設備の整備と併せて、J-ALERT 自動連係システム（IP 告知設備）の更新を検討するものとする。

(2) 仕様書の作成

現地調査等に基づき、システムの構成に必要となる、親局や子局等の機器仕様を検討し、仕様書を作成するものとする。

(3) その他

工事の発注に必要な書類の作成を行うものとする。

2. 設計資料作成

システム構成図、基地局・中継局の機器設置図、配線配管図、子局の設置平面図および機器の装柱図や外観図など、設置の際、必要な図面を作成するものとする。

3. 数量計算及び事業費積算

設計図面に基づき、機器数量および工数の拾い出しを行うものとする。

4. 関係機関協議・提出資料作成

四国総合通信局等への協議、必要資料を作成するものとする。

第3章 成 果 品

第23条 成果物

本業務の成果物（図面・積算書含む）は以下のとおりとする。なお、提出部数は各3部とし、電子ファイルは別途CD-R等の電子媒体に格納し1部提出するものとする。

- (1) 調査報告書
 - ① 現地調査報告書
 - ② 電波伝搬調査報告書
 - ③ 音響到達調査報告（実施を行った場合）
- (2) システム設計・工事仕様書
 - ① 工事仕様書
 - ② システム構成図
 - ③ 機器構成図
- (3) 工事積算図書
 - ① 発注用工事費抜き内訳明細書
 - ・機器費内訳明細書
 - ・労務費内訳明細書
 - ・工事材料内訳明細書
 - ・その他経費類内訳明細書
 - ② 予定価格算定用（委託者内部資料）工事費入り積算図書
 - ・積算総括表（工事費合計を含む）
 - ・内訳明細書（金額・単価を含む）
 - ・単価根拠資料（見積書、採用単価一覧、諸経費率の設定根拠等）

※②は委託者内部資料として取り扱うことを前提に提出すること。
- (4) 工事工程計画書
- (5) 維持管理費積算資料（電波利用料、保守費など）
- (6) その他関係諸官庁への必要資料（説明ほか提出用）

第24条 成果物の納入等

- (1) 納入期日
令和9年3月5日
- (2) 納入場所
善通寺市役所 総務部自治防災課
- (3) 納入数量
冊子（図面・積算書含む） 各3部
電子媒体（CD-R） 1部